

## 小田コミュニティハウスの3月22日（火）からの施設利用について 【まん延防止等重点措置の解除を受けて、制限内容が変わりました！】

いつもご利用いただきまして、ありがとうございます。

このたび新型インフルエンザ等対策措置法に基づくまん延防止等重点措置の解除を受けて、横浜市教育委員会（学校）の了解のもと、3月22日より現在の制限内容を再度変更することといたしました。

なお、皆さまご存じのとおり、「学校施設活用型コミュニティハウス」は、他の市民利用施設とは異なり、学校教育活動を優先したうえで施設利用が可能となっております。

生徒が安心して登校でき、かつ、当コミュニティハウスが安全に運営できるよう、引き続きご協力をお願いいたします。

### ○ 変更点

- ・ 利用時は、原則、マスクを着用する。ただし、健康被害が発生する恐れがありマスクを外す場合は、他者と十分な距離を保ち、声を出さない、換気の徹底など感染症対策を講じたうえで、一時的に外すことも可能とする。
- ・ 飲食の際は同じ方向を向き、会話を控え静かに食べる。飲食が終わり次第マスクをつけること。
- ・ 大声の発声を伴う（コーラス、歌唱、詩吟等）利用も可能とする。
- ・ 管楽器の演奏等、呼気を使う楽器の演奏も可能とする。ただし演奏のためマスクを外す場合は十分な感染症対策を講じる。演奏しないときはこまめにマスクを着用する。
- ・ ダンス、体操系の利用では、接触する活動も可能とする。

### ● 全般

1. マスク着用、手指の消毒（消毒液又は石鹸等の使用）及び健康管理を徹底してください。
2. 利用代表者及び連絡者は、当日のメンバーの状況（名前、緊急連絡先、体調等）を把握し、名簿を作成してください。（必要に応じて、保健所等の公的機関より名簿の提供が求められることがあります。）
3. 生徒と接触しないよう、関係のない学校の敷地へ立ち入らないでください。
4. 来館前の検温により、37.5度以上の場合や味覚・嗅覚の異常や倦怠感等明らかな体調不良がある場合は、利用を控えてください。
5. 神奈川県が実施している「LINE コロナお知らせシステム」への登録にご協力ください（コミュニティハウス入り口にて登録可能です）。

### ● 研修室・和室

1. 会議、サークル活動等の団体利用のみとします。
2. 定員は、人と人との間隔が1m取れる範囲を基本としています。

※ 研修室 47人 和室 10人

3. コーラス、歌唱、朗読会、詩吟、吹奏楽器演奏、お茶のサークル等の利用は、当面可能となりません。

4. ダンス、体操等運動系の利用は、マスク着用及び利用者同士の間隔を1mあけてください。
5. 備品は十分な消毒ができないものは貸出ししません（活動に必要な物をご持参ください）。
6. 頻繁な換気（常時の窓開け、換気装置の使用など）を行ってください。
7. 飲食については、できません。ただし、利用中の水分補給は構いません。
8. 囲碁、将棋、麻雀、カードゲームなど、活動上間隔を1m取れないものや対面を避けられないものは利用できません。

● 図書室・サロン

- 1 市民図書室（月・水・木・土・日 9:30～16:30、火 9:30～12:30）は、図書の貸出・返却、閲覧も可能です。サロンも利用できますが、着席は対面を避け、利用者同士の間隔を1m以上あけてください。
2. 市民図書利用で窓口に並ぶ際は、十分な間隔をおとりください。

● 印刷機及びコピー機の利用

あらかじめ予約を取ってください。なお、コミハ内での印刷物の捌き・丁合はできません。

- 個人利用で来館した方には、「個人利用票」の記入・提出をお願いします（必要に応じて、保健所等の公的機関より提供が求められることがあります）。

● 感染者が発生した場合

感染者が発生した場合には、施設の使用を中止します。（感染した場合は、コミュニティハウスにご連絡ください）

※ 今後、さらに施設利用要件の変更がありましたら、HP 上に掲載し、お知らせいたします。

問合せ先 小田コミュニティハウス 電話・FAX 045-775-3600
--------------------------------------